別紙様式８

　　年　　月　　日

豊田市長　殿

（法人名）

（事業所名）

（代表者職・氏名）

（連絡先）

介護職員処遇改善（加算）実績報告書の提出に関する誓約書

休　止

令和　　年　　月　　日で事業を　廃　止　することになりましたが、次の事項を遵守

辞　退

することを誓います。

１　平成27年3月31日老発0331第34号厚生労働省老健局長通知「介護職員処遇改善加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（以下「事務処理手順」という。）」（８ 賃金改善の実績報告）の規定に基づき、介護職員処遇改善実績報告書を最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに提出すること。

なお、法人単位で一括して介護職員処遇改善計画書を作成している場合は、現存する他の事業所分と合わせて「事務処理手順」（８ 賃金改善の実績報告）の規定に基づき、定められた期日までに提出すること。

２　実績報告書の提出終了後は、関係書類を法人又は法人の代表者が責任を持って５年間保存すること。

３　提出期限までに実績報告書が提出されず、県の提出指導にも従わず実績報告書を提出しない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として加算相当額を全額返還すること。

４　法人の廃止による事業の廃止にあたっては、法人の役員又は清算人が責任を持って対応すること。

また、加算の算定要件を満たしていないとして返還金が生じた場合は、法人の代表者又は役員（有限責任、無限責任を問わない）若しくは清算人が責任を持って、法人事業の精算の際に加算相当額の返還に応じること。

（添付書類）豊田市に届出済みの次の書類の写し

・介護職員処遇改善計画書【別紙様式２】

・介護職員処遇改善計画書（事業所一覧表）【別紙様式２（添付書類１）】